

令和6年度 国民生活センター 企業向けセミナー <第3回>

後援:(公社)消費者関連専門家会議(ACAP)

受講者募集

テーマ▶ 知っておきたい消費者関連の法律などをお話しします。

中小企業をはじめ、企業で働く皆様が、仕事をするうえで知っておきたい消費者関連の法律や制度の基本的な仕組み・違反事例などについて、コンパクトに学びます。中央省庁や各分野の専門家を講師にお招きします。

*「会場での集合研修」と「リアルタイム配信」、「オンデマンド配信」の3つの受講形式で実施。

◆令和6年度は、本講座の他に第4回(12月20日)の開催を予定しております。

日時

集合研修・リアルタイム配信

令和6年**11月22日(金)**(12:40 から 17:00 まで)

オンデマンド配信

令和7年**1月16日(木)~2月14日(金)**

場所 ◆集合研修:独立行政法人国民生活センター東京事務所 2階大会議室

東京都港区高輪 3-13-22(JR、京急「品川駅」から徒歩5分)

◆リアルタイム配信、オンデマンド配信:ご自身のPC、タブレット、スマートフォン

対象 本講座に関心のあるすべての企業、団体職員、個人等

*特に、中小企業(小規模事業者)に従事する経営管理者等。

定員 100名(集合研修) / 100名(リアルタイム配信) *いずれも先着順

600名(オンデマンド配信) *先着順

受講料 集合研修、リアルタイム配信、オンデマンド配信 :各 **10,000 円**(税込)

※振込手数料はご負担願います。

申込方法 参加希望の方は、下記ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。

<https://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>

受付期間 **集合研修・リアルタイム配信** 令和6年10月1日(火)~11月8日(金)

オンデマンド配信 令和6年10月1日(火)~12月25日(水)

申込順に受け付けます。なお、受講申込者が予定人員を超過する場合は、締切り前であっても受講をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

*申込の開始、終了は上記日程の夕方16時頃を予定しています。

★皆様のご参加、心よりお待ちしております★

◆申込内容変更・キャンセルについて

1. 申込内容変更・キャンセルは可能な限り研修申込受付期間内(★)に申込システム上の「申込内容確認・変更」画面で手続きをしてください。
★締切日:集合・リアルタイム配信<令和6年11月8日(金)>、オンデマンド配信<令和6年12月25日(水)>
2. 研修申込受付期間後のキャンセル・申込変更などにつきましては、申込サイト上の実施要領でご確認ください。
◆集合研修:開講日前日(11月21日(木)17:30)まではヘルプデスク(※1)、当日は教育研修部教務課(※2)へお電話にてご連絡ください。
◆リアルタイム配信:令和6年11月14日(木)18:15までに教育研修部教務課へお電話にてご連絡ください。
◆オンデマンド配信:令和7年1月7日(火)18:15までに教育研修部教務課へお電話にてご連絡ください。
※1 ヘルプデスク 電話番号:03-6902-1331 受付時間:9:30~17:30(土日祝日を除く)
※2 教育研修部教務課 電話番号:03-3443-6207 受付時間:9:30~12:00、13:00~18:15(土日祝日を除く)
3. 研修申込受付期間後のキャンセルについて、上記対応期限を過ぎた場合受講料は全額お支払いいただきますのでご了承ください。

研修にかかる詳細は、申込サイトにある実施要領でご確認ください。

カリキュラム

【講義】知っておきたい消費者関連の法律①－消費者関連の法律て何－

弁護士(国民生活センター客員講師) 上田 孝治

消費者関連法の分野は、消費者の生命・身体の安全確保に関するもの(製造物責任法、消費生活用製品安全法、食品衛生法等)、消費者との間の取引に関するもの(消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等)、表示や景品といった消費者の適正な選択確保に関するもの(景品表示法等)などと多岐にわたります。ここではコンパクトに体系的な位置づけや企業の対応などをお話します。

【講義】知っておきたい消費者関連の法律②－消費者契約法と特定商取引法－

弁護士(国民生活センター客員講師) 上田 孝治

消費者契約法は、消費者と事業者間の情報量や交渉力の格差を是正し、消費者の利益を守るための法律です。また、特定商取引法とは、通信販売だけでなく、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者とトラブルが発生しやすい取引に対して、事業者側が守るべきルールを定めている法律です。

一般消費者を相手方にサービスを展開している企業の方は、これらに法律を正確に理解しておく必要があり、予め法律を知っておくことは、トラブルの防止に大いに役立つでしょう。そこで、内容や違反事例を学び、今後の活動に活かします。

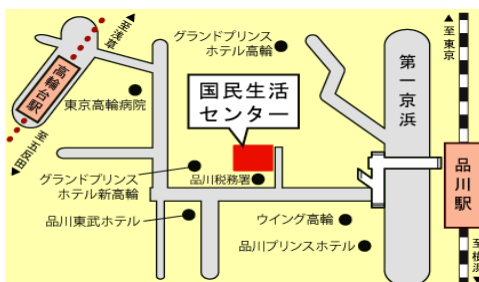
【講義】中小企業が気をつけるべき独占禁止法・下請法

公正取引委員会

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。なお、独占禁止法を補完する法律として、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」があります。事業者が気をつけるべき独占禁止法、下請法について学びます。

閉講後、集合研修会場にあっては、名刺交換等の時間を設けます。

会場アクセス



JR・京浜急行 品川駅高輪口(西口)から徒歩5分。
駅を出て横断歩道で、第一京浜国道を渡ります。300メートルほどざくろ坂という緩やかな坂を登ると右手にあります。

https://www.kokusen.go.jp/hello/map_tokyo.html

<問合せ先> 独立行政法人国民生活センター教育研修部教務課 担当: 浜崎、渡部
〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22
TEL: 03-3443-6207 FAX: 03-3443-6201